

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	14	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	06_環境・衛生		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

「地方公共団体実行計画(区域施策編)」の策定について、中核市未満に対する努力義務を廃止し、都道府県を実施主体とすること

提案団体

玉野市

制度の所管・関係府省庁

環境省

求める措置の具体的内容

地方公共団体実行計画(区域施策編)のうち、中核市未満について努力義務とされている事項について、当該努力義務を廃止し、都道府県が実施することとする。

具体的な支障事例

2050年までのカーボンニュートラルの達成に向け、国として2030年度に温室効果ガスの排出を平成25年度(2013年度)から46%削減することが目標とされている。
この目標の達成のため、地球温暖化対策推進法第21条にて地方公共団体は、自らの事務・事業の脱炭素化のほか、地域の脱炭素化を主導していくことが求められている。
地域の脱炭素化を進めるにあたり、計画(地方公共団体実行計画(区域施策編))の立案から実施体制の構築、市民及び温室効果ガス排出量の多くを占める事業者の行動変容促進等が必要となるが、専門人材(市職員の育成も含む)や体制の確保及び対策事業に対し多大なコストが必要となり、特に小規模な市町村においては負担が大きく、課題となっている。
地球温暖化対策実行計画(区域施策編)について、市町村の策定は努力義務(策定率は約6割(令和7年10月1日時点))であることから、温暖化対策の取組状況に差が生じている上、取組を実施している場合においても、実行計画を都道府県と市町村が別個に策定・実施している場合が多く、各々の計画間で必ずしも整合性が図られておらず、地域の対策に統一感がない。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

都道府県と管内市町村が共同で、地域全体で整合性のある計画(区域施策編)を策定し温暖化対策に取り組むことにより、自治体間の取組状況格差が解消され、国民全員で取り組む体制が醸成される。
地域全体の脱炭素化の促進の役割を負う都道府県が、産業政策を講じる中で築いてきた中小企業等とのつながりを活かし、現状その進捗に課題のある中小企業等の脱炭素化の取組を行うことにより、より効果的な取組を行うことが可能になる。
市町村の枠を超えた広域的な対策(再生可能エネルギーの導入拡大や省エネルギー設備の導入促進、大規模

な行動変容施策等)を、都道府県を核に市町村と連携しながら大規模かつ一体的に推進することにより、より効率的かつ効果的に対策を講じることが可能となる。

根拠法令等

地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

寒川町、島田市

○区域施策編に係る温室効果ガスの算定については、専門的な知識を有した職員がいないため、算定が困難
○市全体の実行計画として区域施策編を策定したが、環境省の作成している『自治体排出量カルテ』による部門別・分野別 CO2 排出量等を進捗状況として把握するのみで、提案市と同様に行動変容促進等に必要な措置を講じるための体制や予算確保が困難である。

各府省庁からの第 1 次回答

地球温暖化対策の推進には、様々な主体が、その役割分担を認識した上で相互に密接に連携して対策を推進することが重要です。

地方公共団体は、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号。以下「温暖化対策推進法」という。)第 4 条第 1 項に基づき、その地域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の量の削減等のための施策を推進する責務があります。その中で、地方公共団体が地方公共団体実行計画(区域施策編)(以下「実行計画」という。)を策定し、地域全体の削減目標や実施すべき取組を整理することは、地方公共団体が脱炭素施策を推進する上での基礎となるものです。地球温暖化による影響が年々顕在化してきていることに鑑みると、地球温暖化対策を進めることの切迫性は一層高まっており、政府としても、令和 7 年 2 月に地球温暖化対策計画を閣議決定し、2050 年ネット・ゼロ及び 2030 年度の削減目標に加えて、2035 年度、2040 年度において、温室効果ガスを 2013 年度からそれぞれ 60%、73%削減するという目標を新たに定めるなど、地球温暖化対策の更なる強化を図ることとしています。以上の状況を踏まえると、現時点で本努力義務規定を緩和することは困難と考えています。

一方で、提案者等からのコメントにもあるとおり、小規模自治体を始めとして、実行計画の策定及び同計画に基づく施策の実行にあたり、専門的な知見を持つ職員の不足や純粋なマンパワーの不足等からの課題があることは承知しています。環境省において実施した、令和 7 年度地域脱炭素の推進に関する状況調査の結果でも、人口が少なくなるほど、人員不足を課題と答えた自治体の割合が多くなっています。このため、環境省では、地方公共団体の負担を軽減するため、実行計画の策定や実施に当たっての留意点や好事例等を簡潔に示したマニュアルや、各地方公共団体の温室効果ガスの排出量の推計値等をまとめた「自治体排出量カルテ」等のツールによる情報提供を行っています。さらに、人材支援の観点から、今年度より自治体向けの全国相談窓口を設定し、脱炭素の推進に関しきめ細やかに相談に応じる窓口を設定しているほか、自治体に対して専門的な知見を持つアドバイザー(脱炭素まちづくりアドバイザー)を無償で派遣する支援等も実施しています。

加えて、提案の背景や提案実現の効果として提案者等より指摘されている事項に関し、温暖化対策推進法第 21 条第 10 項において、市町村はその実行計画の策定に当たって都道府県の実行計画及び他の市町村の実行計画との整合性の確保を図るよう努めなければならないとされており、都道府県と市町村が緊密に連携した上で施策を推進することが必要と考えています。また、温暖化対策推進法上、実行計画は都道府県及び市区町村が単独で又は共同して策定することとされており(同法第 21 条第 1 項)、共同作成を行うことも可能です。環境省としても、都道府県と管内市区町村等が共同・連携した具体的な脱炭素施策の検討・実施への支援等を実施するなど、都道府県と管内市区町村における一体的な脱炭素施策を推進しています。

さらに、政策の効率的かつ統合的な推進に向けて、「環境法令に基づく計画等の一体策定及び共同策定について(通知)」(令和 5 年環政総発第 2303175 号)に基づき、実行計画について、関連する複数の計画との一体策定も可能としているところです。

環境省としては、こうした支援を通じて、小規模自治体を始めとする地方公共団体の実行計画の策定及び具体的な施策の実施を推進してまいります。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	18	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	06_環境・衛生		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

大気汚染防止法等に基づく届出書に係る写しの提出に係る規定の削除

提案団体

佐世保市

制度の所管・関係府省庁

環境省

求める措置の具体的内容

大気汚染防止法等の法令における届出業務について、届出者は届出書の正本にその写しを1部添えて提出しなければならない旨が規定されているが、2部提出させることは事業者への負担である。
また、行政側が2部管理することの必要性や意図が見出せないことから、当該規定に係る条文を削除することを求めるもの。

具体的な支障事例

①説明責任が果たせない行政指導をしなければならない。
令和3年3月環境省水・大気環境局水環境課作成「特定施設の解釈に関するガイドライン(第二版)」に記載されている地方公共団体からの疑義照会及び環境省回答によると「法令上は特に写しの取り扱いについて規定していない」「事業者に控えとして返却すべきものではない。ただし、写しの取り扱いについて、明示的には規定したものはなく、各自治体が実情に応じて運用している。」とある。
つまり、法令上に規定はしているものの2部届出させることの明確な意義がない状態で規定のみが存在している。現場で実務に携わる者からすれば、法令上の意図が見出せない中、紙文書にて提出されると2部届出させるよう行政指導を行わなければならない2部届出させることの根拠を問われても説明責任が果たせない。
②事務処理に手間を生ずる。
①に記載の当該ガイドラインでは、「返却すべきではない」とあるが、当市においては2部保管しておく必要はないと考え、1部に収受したことを示す旨の印を押印し届出者に返却している。当市が収受する1部については、押印せず電子化したものを原本とし電子による収受、決裁を行い、紙文書は一定期間後廃棄する。
本来押印せずに電子化するのみで事務処理が済むところを、1部は押印して返却している作業が入るため、事務処理が煩雑化し手間を生じている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

窓口または届出者の事業所内において、2部作成しなければならないことへの不満を口頭で受けたことがある。
-意見事例-
①手書き作成した紙文書を準備される届出者の場合、2度同じ内容を記載しなければならない不満や、1部記載した後コピーをとらなければならない不満を受けた事例がある。
②データ作成し印刷した紙文書を準備される届出者の場合、2部届出しなければならないことを把握できていないまま窓口に来所してしまい、届出者事務所に帰社して再度来所された事例がある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

①行政指導の明確化

2部届出の規定が削除された場合、同規定に係る行政指導をすることがなくなるため、それ以外の明確な行政指導のみ実施できる。

②行政側における事務処理の簡素化

2部のうち1部を返却することがなくなるため押印する作業がなくなることから事務処理を簡素化でき、事務処理のミス防止につながる。

③届出者側の負担軽減及びペーパーレス化

届出者が紙文書にて届出する際、手書きで2部作成する手間もしくは2部印刷する手間が減ることから事務負担を軽減できる。また、紙文書を準備する際の印紙代及び郵送する場合の郵送料などの費用負担軽減ができる。

また、届出者側のペーパーレス化につながり地球環境の保全につながる。

根拠法令等

大気汚染防止法施行規則第13条

水質汚濁防止法施行規則第2条

騒音規制法施行規則第3条

振動規制法施行規則第3条

ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第9条

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則第12条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、寒川町、新潟市、豊橋市、半田市、和歌山県、松山市、熊本市

○当市では、水質汚濁防止法の届出書の写しは県へ送付しているが、その他の法に係る届出書の写しは、一定期間保存した後、廃棄している状況である。

写しの管理により生じるデメリットとして、保管スペースの確保、書類整理の手間、廃棄に係るコスト、届出者側の負担増加が挙げられる。本提案が実現すれば、上記管理コスト等の削減につながると考えられる。

各府省庁からの第1次回答

大気汚染防止法施行規則第13条等に規定する届出書の写しの取り扱いについては、明示的に規定してはいないものの、直接規制等にあたる保健所等での保管、事故時の警察、裁判所等への提出等、様々な事例が想定されるため、仮に、写しの提出を不要とした場合、提出された正本の写しの作成等により、事務処理の負担が増加する都道府県及び政令市等も存在すると考えられます。このため、本規定の見直しについては、法令ごとに都道府県及び政令市の運用実態を令和8年度中に調査の上、その結果を踏まえ、必要に応じて規定を見直します。

なお、各法令の届出書の提出については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条の規定及び環境省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年環境省令第7号。以下「環境省デジタル手続法施行規則」という。）第4条の規定に基づき、電子データによる提出が認められています。

また、令和5年3月1日付け、環水大総発第2303011号・環水大大発第2303011号・環水大水発第2303011号「大気汚染防止法、騒音規制法等に係る届出書のオンライン提出並びに氏名等変更届出書及び承継届出書の様式の共通化について（通知）」において、「環境省デジタル手続法施行規則第4条第7項の規定に基づき、電子データによって提出された届出書については、自動的に複数通の提出が完了したとみなして差し支えないこととされている。したがって、地方公共団体の判断により、電子メール等の電子データを利用したオンライン提出が可能であり、また電子データによる提出であれば正本の写しの添付は不要である。」としています。

このように、地方公共団体の判断により、電子メール等の電子データを利用したオンライン提出が可能であり、電子データによる提出であれば、正本の写しの添付は不要となります。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	68	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	06_環境・衛生		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」の解釈および運用の考え方の明確化

提案団体

津市

制度の所管・関係府省庁

環境省

求める措置の具体的内容

「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」について、制定から50年以上が経過した現在における同法の解釈および運用の考え方を明確にするため、法改正または指針・ガイドライン等の策定により、現時点における解釈を明示することを求める。

具体的な支障事例

昭和50年に制定された「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」は、制定から50年以上が経過した現在においても、ほとんど改正が行われずままに存続している。同法においては、市町村・都道府県・国の三者それぞれの役割が明確に規定されておらず、運用の指針やガイドラインも整備されていない。加えて、下水道が整備される地域は限られており、し尿収集や浄化槽による処理が必要な地域は今後も残存し続ける。

令和6年に地方行財政調査会が実施した調査によれば、回答のあった165市町村のうち45市町村(約27%)が合理化事業を継続して実施していることが確認されている。しかし、支援額の算定方法は各市町村によって異なっており、本市においては減車方式を採用せず、下水道への直結件数の割合に基づく算定方式を用いているため、人件費等のコスト上昇に連動して支援額も増加し続けているという課題を抱えている。

同法は、下水道整備の普及に伴い影響を受けるし尿等の収集・運搬業者に対し、事業転換の促進を目的に制定され、事業転換が図られるまでの援助(代替業務の提供)等について規定されている。しかし、事業者の中には、事業転換のための援助(代替業務の提供)が将来にわたって継続されるものと解釈しているケースも見受けられる。こうした法律の目的・性格に関する解釈の曖昧さが障壁となり、事業転換が図られないままの状況が続いている。さらに、事業転換のための援助(代替業務の提供)にあたっては、委託契約の原則である一般競争入札の実施も困難な状況が続いており、結果として財政負担の増大を招いている。

加えて、同法には事業者の法人収支を確認・検証するための規定が設けられていない。そのため、引き続き行われているし尿汲み取り業務や一部事業転換によって得られた利益など、経営的に十分な余力を持つ事業者に対しても、事業転換のための援助(代替業務の提供)が行われている可能性についても否定できない。同法を「事業転換が図られるまでの間の援助」に限定した法律と位置づけ、援助の対象をその影響に係る部分のみに限定するのであれば、法人全体の経営実態を考慮しない現行の援助のあり方は、社会的公平性の観点から矛盾を生じさせるおそれがある。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

同法の解釈が明確に示されれば、事業者との協議が円滑に進み、事業転換の促進にもつながると考えられる。事業転換が実現した場合には、現行の随意契約による支援業務の委託から、一般競争入札への移行が可能となり、財政負担の軽減も期待できる。

また、同法の解釈において、事業者の法人全体の収支状況を確認したうえで支援の要否を判断するという考え方が明示されれば、第三者機関等の関与により客観的かつ適切な判断が可能となる。

根拠法令等

下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

新発田市、豊橋市

—

各府省庁からの第1次回答

「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」（以下「本法」という。）については、制定以来、下水道の整備の進展に伴い一般廃棄物処理業等が受ける影響の緩和を図るとともに、廃棄物の適正処理の確保及び公衆衛生の向上に資することを目的として運用されてきたところである。

本法の基本的な考え方については、第1条においてその趣旨が示されているほか、合理化事業計画の策定に関しては、平成6年3月29日付け通知「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法に基づく合理化事業計画の策定要領について」において具体的な考え方が示されており、現時点においてもこれらに基づき適切に運用されているものと認識している。

また、本法に基づく制度は、下水道整備の進展に伴う影響に対し、関係事業者の円滑な転廃業等を支援し、地域における一般廃棄物の適正処理体制の維持を図るためのものであり、個別損失の補償を目的とするものではなく、その趣旨については従来から明らかにされているところである。

合理化事業計画の策定に当たっての具体的な内容、例えば事業者の経営状況の確認方法等については、一般廃棄物処理に係る統括的責任を有する市町村が、地域の実情や関係事業者の状況を踏まえ、適切に判断すべき事項である。

このように、本法の解釈及び運用の基本的な枠組みは、法令及び既存の通知において既に示されている。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	74	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	06_環境・衛生		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

提案事項(事項名)

動物取扱責任者に係る資格認定の審査主体の見直し

提案団体

愛媛県、三重県、広島県、香川県、西条市、伊予市、四国中央市、上島町、伊方町、松野町

制度の所管・関係府省庁

環境省

求める措置の具体的内容

動物の愛護及び管理に関する法律に規定する第一種動物取扱業の登録に必要な動物取扱責任者の資格要件について、認定要望のある資格を国で審査の上、全国一律とするよう求める。

具体的な支障事例

資格認定について自治体に一任されたため、各自治体ごとに認められた資格が異なることから、事業者から不満が寄せられている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

第一種動物取扱業登録申請の際、事業者から他県では認められている資格であるが、当県では認められていないとの意見が寄せられた。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

資格認定を全国一律化することにより、事業者が自治体ごとに新たな資格要件を満たす必要がなくなり、利便性が向上する。

根拠法令等

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第9条第1号二

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

北海道、岩手県、山形市、いわき市、さいたま市、船橋市、川崎市、名古屋市、滋賀県、堺市、和歌山県、高知県、佐賀県、熊本市、宮崎県、沖縄県

○現在 100 以上の民間資格があり、当県では個々に検討しているが、情報が乏しく未検討または保留となっている資格も多い。
○民間資格が多様化している中で、今後同様の苦情等が生じる可能性があることから、資格認定を全国一律と

することは必要と考える。

○各自治体ごとに認められた資格が異なることから、当市において第一種動物取扱業の登録時に、資格を別に求めたことがある。今回は複数の資格を持っていた事業者だったため、不満はでなかったが、自治体による資格要件の相違は事業者の混乱を招く恐れがある。

○動物取扱に関する資格については、民間団体等において多数設定されており、現状では、自治体において個別の資格のカリキュラム等を確認した上で判断するほかなく、事務処理上の負担が大きくなっている。

各府省庁からの第1次回答

動物取扱責任者の資格要件については、業態や取り扱う動物種など個別の事業内容に照らして必要な技術的能力及び知識経験が異なるため、動物取扱業の指導監督権限を持つ都道府県等において個別に確認することとなっている。一方で、今般の提案を踏まえ、動物取扱責任者の要件として定められている「公平性及び専門性を持った団体が行う客観的な試験」について、令和8年度より、自治体からの意見の整理等を進め、令和9年度に対応方針を検討することとしたい。その上で、必要に応じて各試験の実態調査等を実施し、考え方の整理等を進めていく。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	124	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	06_環境・衛生		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

提案事項(事項名)

浄化槽法第10条で規定する清掃頻度の見直し等

提案団体

長野県

制度の所管・関係府省庁

環境省

求める措置の具体的内容

浄化槽法第10条で規定する年1回の清掃頻度を見直すこと。
清掃頻度の見直しが困難である場合には、浄化槽法施行規則第3条で規定する清掃の技術上の基準を見直すこと。

具体的な支障事例

浄化槽法第10条において浄化槽管理者に対し「年1回以上の清掃」が義務付けられているが、近年の浄化槽技術の進歩や使用実態の多様化を踏まえると、画一的な清掃頻度の規定が実情にそぐわないケースも見受けられる。
具体的には、使用頻度が極めて低い施設においても年1回の清掃が義務付けられていること、高性能な浄化槽により汚泥の蓄積が少なく、清掃の必要性が低い場合でも同様の規定が適用されていることなど。
これらの場合には、過疎地域や高齢世帯にとって清掃費用の負担が大きく、制度の柔軟性が求められる。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

高齢者の一人世帯では年1回の清掃実施は厳しい。
高齢世帯で、年1回の清掃実施は不要ではないか。
(長野県政出前講座でのご意見)
普段使用していない別荘も年1回の清掃は必要か。
(県への問合せ)

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

浄化槽の種類・性能・使用状況に応じた清掃頻度・清掃方法の柔軟化は地域住民の負担軽減につながり、清掃実施率が向上することにより浄化槽制度の実効性と持続可能性が高まる。
清掃の技術上の基準に記載がある汚泥等の全量引拔を適正量とすることで、過大な費用が生じていた清掃について管理者の理解も得やすくなり、清掃実施が期待できることで指導事務の軽減に寄与する。

根拠法令等

浄化槽法第10条、浄化槽法施行規則第3条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

茨城県、相模原市、香川県、高松市、高知県、久留米市

○別荘や年数回夏場の草刈りにのみ利用する普段空き家の建物等について、県民から清掃の必要性について問合せあり。

○当市では約 1,600 基（令和7年度末時点）の市設置型浄化槽を管理しており、毎年膨大な維持管理費（法定検査、保守点検、清掃、修繕）が生じていることから、費用縮減に努めているところである。

その中で、費用縮減をさらに図るために、浄化槽の使用実態に応じた清掃頻度とできるよう、浄化槽法第 10 条で規定する年 1 回の清掃頻度を見直すことが必要であると考え。

また、個人設置型浄化槽の管理者からも、設置された浄化槽の使用頻度が極めて低いにも関わらず、年 1 回の清掃が義務となっていることに対する不満の声が挙げられた事例があり、制度の柔軟な運用が必要と考える。

各府省庁からの第 1 次回答

浄化槽は、定期的な維持管理が適切に実施されることにより、その処理機能が維持されるよう設計・製造されているところ、維持管理の回数についても、浄化槽法第 10 条で規定する回数に対応した構造・容量が前提とされているものであることから、浄化槽の機能を正常に維持するためには、法令に規定された回数で維持管理を行う必要がある。

なお、空き家の浄化槽については、「浄化槽法の一部を改正する法律等の施行について」（循環適発第 20030519 令和 2 年 3 月 5 日浄化槽室長通知）第四において、「別荘、スキー場、学校施設等の間欠的な利用を行うことが前提となっている浄化槽は、休止手続きを行うか、休止手続きを経ずに 11 条検査・保守点検・清掃を受けるかは、それぞれの使用様態に応じて個別に判断されるものであること。」としており、休止届が受理された当該浄化槽においては、浄化槽法第 10 条にある浄化槽管理者の義務は発生しないこととなる。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	125	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	06_環境・衛生		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

自然公園法第20条第3項に基づく特別地域等における木竹の伐採等の許可対象から笹刈りを除外すること

提案団体

長野県

制度の所管・関係府省庁

環境省

求める措置の具体的内容

自然公園法第20条第3項に基づく特別地域及び第21条第3項に基づく特別保護地区における木竹の伐採等の許可の対象について、笹刈りを除外する。

具体的な支障事例

湿地や登山道に侵入する笹を刈る作業は、笹の生育状況に応じて頻繁に行う必要があるが、事前に自然公園法に基づく許可を受ける必要があるため、適期に作業を行いにくいという課題が生じている。

【参考】自然公園法第20条第3項及び第21条第3項では、特別地域における木竹の伐採及び特別保護地区における木竹の損傷・伐採を要許可行為としている。

また、同法施行規則第12条及び第13条では許可不要行為を定めているが、施設の維持管理に必要な範囲内に限られるなど、適用できる場面が限定的である。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

当県の県立公園(国定公園の指定に向け取組を行っている)第1種特別地域に位置する湿原にはモウセンゴケなど希少な植物が生育している。

近年、笹の侵入により、湿地の乾燥化が進んでいるが、事前の許可手続きに時間がかかるため、適期に笹刈り作業ができないという声が地元の保護団体等から寄せられている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

- 地元自治体の積極的な笹刈の推進
笹刈りの推進により以下の点が期待される。
生態系の維持回復(他の植物の生育を脅かす笹の除去、湿地等に侵入している笹の除去)
利用者の安全確保(登山道で繁茂している笹の除去、クマとのバッファゾーンの確保)
- 申請者、許可権者双方の負担軽減

根拠法令等

自然公園法第20条第3項、
第21条第3項、

自然公園法施行規則第 12 条第 11 号から第 17 号の 17 まで、
第 13 条第 2 号、第 3 号

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、岡山県

—

各府省庁からの第 1 次回答

特別地域は、公園の優れた風致景観を維持するために指定される地域であり、指定地域内では様々な行為に一定の規制をかけ、行為を行う場合には事前の許可制とすることで、人為的な活動と自然風景の保護との調和を図っている。

特別地域の中でも特別保護地区は、公園の中で特に優れた自然景観が原生的な状態を保持している地域等に指定され、各公園の景観の核心地域となっているため、人為的な改変を加えることなく厳重に保護を図る必要があり、原則として現状変更はしない方針である。

一方、特別保護地区以外の特別地域については、自然環境や土地利用の状況に応じて、第 1 種から第 3 種まで、規制の強度を段階的に区分して適切にゾーニングすることにより、農林漁業をはじめとする様々な人為的な活動と努めて調和を図ろうとする地域である。

このため、特別保護地区以外の特別地域内における木竹の伐採の一部は、許可を要しない行為として取り扱われており、自然公園法規則第 12 条第 12 号の 3 で、「施設又は設備の維持管理を行うために必要な範囲で竹（高さが 3メートル以内のものに限る。）を伐採すること。」と規定しているところ、ここでいう「高さが 3メートル以内の竹」にはササも含まれ、本件についても不要許可行為に該当する可能性がある。

また、自然公園法規則第 12 条第 16 号の 3 で、「採取等規制植物の保護増殖のために必要な範囲内で竹又はかん木を伐採すること。」と規定しているところ、モウセンゴケ等を自然公園法第 20 条第 3 項第 11 号の採取等規制植物に指定することで、本種の保護増殖のための竹の伐採が不要許可行為に該当する可能性もある。

加えて、公園事業の執行として行う行為や生態系維持回復事業として行う行為は、自然公園法第 20 条第 3 項及び第 21 条第 3 項の規定は適用されないため、これらに位置付けるという方法もある。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	152	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	06_環境・衛生		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

産業廃棄物処理計画書等の内容の簡素化及び提出等の見直し

提案団体

滋賀県、京都市、堺市、兵庫県、鳥取県、徳島県

制度の所管・関係府省庁

デジタル庁、環境省

求める措置の具体的内容

電子マニフェストシステム(JWNET)登録情報を活用し、多量排出事業者の報告事務をデジタル原則に基づき、以下のとおり、再構築すること。

・実施状況報告書の自動化

前年度排出量等の実績データ(種類、数量、処分方法等)が JWNET から、現在、検討中の e-Gov 電子申請サービスへ自動集計・反映される仕組みを構築し、事業者の再入力および自治体による数値精査・照合事務を撤廃すること。

・処理計画書の簡素化

今年度目標値等の数値項目の記載義務を撤廃し、計画内容は「一言記述(減量への取組宣言等)」程度に縮小する等、記載目的に対する実効性(効果)を踏まえて見直すこと。

・公表事務の自動化

法律に基づく公表について、e-Gov 電子申請サービスによってオンラインで提出されたデジタルデータから公表用情報が自動出力・更新される仕組みを構築すること。

具体的な支障事例

現行制度はデジタルデータが存在しながら、自治体現場に極めて非効率な事務処理を強いている。

・データの分断による監視の限界

計画書提出事業者は翌年度に報告書を提出しなければいけない制度になっているが、この報告書未提出者の特定は目視で行う必要があり、アナログな督促事務が本来注力すべき監視指導業務を圧迫している。

・形骸化した産業廃棄物処理計画書の指導負担

処理計画書の数値は必ずしも客観的な根拠に基づくものではなく、特に建設業などは受注状況に左右されるため、実態と乖離した形式的な記載となっている。当該書類の数値根拠は行政が指導できる性質のものではなく、事業者からの問合せへの対応(書き方のレクチャー等)に苦慮している。

・非効率な公表用データの加工事務

当県ではウェブサイト等を通じて Excel データでの提出を推奨しているが、依然として紙で提出されるケースが残存しており、職員による Excel への手動転記が避けられない。Excel で提出されたデータであっても、現行の公表制度に対応するため、一つずつ内容を確認した上で PDF へ変換・集約し、ウェブサイトへアップロードする加工事務に時間を要している。(当県では約 70 時間※と試算しております。)

※年間約 300 件の申請に対し、書類の精査や未提出者への電話督促、および公表用データの加工に1件 10 分程度を要すると試算した計 50 時間に、職員向け勉強会の運営(約 10 時間)と、受付・公表用サイト構築(約

10 時間)を合算したもの。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

事業者団体からは、「国にデータがあるのに、なぜ別の様式で同じ数字を報告し、さらに実態に合わない『計画書』の策定を求められるのか」との強い不満がある。
現場では、実績値をマニフェストどおりに記載するよう自治体から指導を受けているのが実態であり、それ以外の独自項目(処理計画等)の維持が、デジタル時代の行政サービスとして著しく合理性を欠いているとの指摘がある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

- ・自治体事務の削減
紙からの転記、Excel データの PDF 加工・集約、数値精査、アナログな事務負担が削減する。これにより、他の業務にリソースを集中できる。
- ・電子マニフェスト活用のインセンティブ強化
電子マニフェスト利用による事務簡素化のメリットを明確にすることで、国が推進する電子マニフェストのさらなる活用・普及を側面から支援する効果が期待できる。
- ・行政の高度化
政府の「デジタル原則」を具現化し、既にデジタル化(電子マニフェスト等)に協力している事業者の不利益(二重手間)を解消する。
- ・事業者の利便性向上と負担軽減
二重入力や根拠のない形式的な計画策定から解放され、事務コストが削減される。

根拠法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 9 項から第 11 項、第 12 条の 2 第 10 項から第 12 項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

えりも町、宮城県、新潟県、石川県、豊橋市、山口県、熊本市

○当県においても同様の状況となっており、特に集計事務や公表に係る事務(公表情報の確認やホームページ作成業務等)に時間を要している。
○当市においても、約 90 件程度の報告書が提出されており、書類の精査や督促、ホームページへの掲載等の作業が生じている。また、当市産業廃棄物処理基本計画において、電子マニフェストの活用を推進しており、仮に電子マニフェストを活用する事業者が当該報告書の提出義務を免除されることとなる場合には、電子マニフェストの活用のインセンティブとなることが期待されるため。
○例年、未提出の事業者への提出依頼や数値の確認、前年度計画書との比較だけでなく、事業者への修正依頼など、作業にかなりの時間を要しており、自治体の負担が大きい。
○すでに集約されているデータを自動集計することで、自治体が行う公表データの一部自動化につながり、自治体職員の未提出者への催促やホームページへのアップロード作業の短縮化に資する。

各府省庁からの第 1 次回答

廃棄物処理法第 12 条の 3 第 7 項において、産業廃棄物管理票の交付者に対して産業廃棄物管理票に関する報告書を作成し、都道府県知事に対して提出を義務付けている。これについて、同法第 12 条の 5 に基づく電子情報処理組織(電子マニフェスト)を用いた場合には、同法第 13 条の 2 に基づく情報処理センターが同法第 12 条の 5 第 9 項の規定に基づき都道府県知事に対して報告を行うこととしている。これにより事業者及び自治体の双方に一定の事務の効率化が図られている。
一方、廃棄物処理法第 12 条第 9 項に定める多量排出事業者が同条第 10 項に基づき提出する報告書について、同法第 12 条の 5 第 9 項の規定に基づき情報処理センターの報告を活用すべきとの御提案については、両制度の目的や扱う情報が異なることから慎重な検討を要するだけでなく、電子マニフェストは情報処理センターにより運用される仕組みであり、国の行政手続システムとは異なる主体により管理されていることから、データ連

携の在り方についても詳細な検討が必要となる認識である。

御提案事項を踏まえ令和9年度以降、e-Govの機能拡充や行政手続のデジタル化の動向も踏まえつつ、関係機関と連携しながら、課題を把握した上で業務効率化等の検討を行うこととしたい。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	162	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	06_環境・衛生		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

鳥獣被害対策に係る集落での指導等の実施主体の見直し

提案団体

山形市

制度の所管・関係府省庁

農林水産省、環境省

求める措置の具体的内容

鳥獣被害対策に関して、集落での指導や研修等は、都道府県が専門人材を確保し、広域的に行うこと。市町村において、自ら行うことが難しい業務について、鳥獣保護管理を実施する都道府県が被害防止計画を策定し、当該事務を行うこととする。

具体的な支障事例

近年、クマやイノシシが人の日常生活圏に出没し、被害が発生する事例等が増加しており、鳥獣被害対策に対する住民の関心も高まっている。市町村は鳥獣による農林水産業等の被害対策の実施に努めることとされており、被害防止計画の策定や計画に基づく具体的な被害対策を行っているが、狩猟免許取得者等の被害対策の担い手は高齢化が進み、将来的な担い手の育成・確保及び集落全体での取組支援が必要となっている。これらの取組を行うためには野生鳥獣の生態や柵の設置技術などの専門的な知識・経験が必要となるが、特に小規模団体においては、鳥獣被害対策専門の職員を配置することは困難であり、人事異動等もあることから、知見や経験の継承等にも課題がある。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

イノシシ・ニホンジカの捕獲頭数は増加傾向にあるが、狩猟免許取得者等の高齢化が進み、将来的な担い手が不足が懸念される。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

専門人材が確保されることにより、集落での指導が適切に行われ、より効果的な鳥獣被害対策を行うことが可能となる。
また、専門的な知識・経験を有する職員がいない市町村において、都道府県が対象鳥獣の捕獲等を行うことにより、被害の軽減につながることを期待される。

根拠法令等

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、花巻市、北上市、高崎市、寒川町、島田市、彦根市、東温市

○提案団体と同様に当市も狩猟免許取得者等の被害対策の担い手は高齢化が進み、将来的な担い手の育成・確保及び集落全体での取組支援が必要となっている。

○当市は、市域の大部分が市街地でまとまった山林はなく、これまでシカやイノシシによる被害や捕獲の事例はないが目撃情報は複数寄せられている。今後、市街地に出没して捕獲の必要が生じた場合に、ハンターの確保や捕獲後の対応は当市単独では非常に困難であることが想定される。また、これらの大型獣は市域をまたいで移動することから、市町村ではなく都道府県が主体となって対応する必要がある。

○専門員の確保が困難なことから、被害対策は狩猟グループへの委託に頼らざるを得ない。しかしながらその担い手も高齢化が進むにつれ、将来的な担い手の確保が課題となり、制度実施が困難となることが容易に想定される。

各府省庁からの第1次回答

現在、いかなる法令においても、都道府県が専門人材を確保し、鳥獣被害対策に関する指導や研修等を実施することをとどめていない。

実施については、各都道府県の判断となるため、所在する都道府県に相談願いたい。

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律においては、鳥獣被害防止計画は、市町村が作成することができるものとしており、作成が義務ではなく、また、都道府県が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき作成することができる第二種特定鳥獣管理計画（以下、「特定計画」という。）においては、都道府県域での被害防除の取組を記載することとされているが、都道府県は特定計画を作成等するときは、関係地方公共団体と協議しなければならないこととされており、同協議に基づき、市町村域での被害防除対策を、県が作成する特定計画に記載し、県が実施することは現行法制度においても可能である。

なお、市町村が鳥獣被害防止計画を作成しない場合にあつては、鳥獣被害防止総合対策交付金については、鳥獣被害防止計画に基づく取組に対する支援を行っている性質上、交付を受けることができなくなることを御了知願う。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	189	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)
提案分野	06_環境・衛生		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

法律および通知等に係る AI データベースの構築

提案団体

奈良県、栃木県、三重県

制度の所管・関係府省庁

デジタル庁、環境省

求める措置の具体的内容

廃棄物処理法をはじめとした各府省庁所管の法令・通知・技術的指針等を読み込ませ、横断的な検索・照合が容易にできる AI データベースの構築を国として進めていただきたい。また、データベース構築に時間がかかる場合には、検索を容易にするため、これまでの通知文一覧等や法令の三段対照表のデータ等も存在しているようであれば提供いただきたい(府省庁にもよるが、インターネット上で閲覧できるものもあるものの一部しか閲覧できない)。
なお、最終的な行政判断は、あくまで各行政庁の所管課において行うことが前提であり、AI は判断の補助的役割に留めるべきであると考えます。

具体的な支障事例

地方自治体の職員は、本来、所管事務に関連する法令や通知を把握していることが当然とされるものの、部署異動があることから、関連するすべての法令・通知を網羅的に把握することは現実的には困難である。とりわけ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律は改正頻度が高いうえ、過去から多くの通知が発出されており、これらの法令や通知(技術的指針を含む)に基づき適切に事務を執行することは容易ではない。
当県においても、下記(具体的な事案)に記載の事案が発生しており、その対応として法律相談や取消処分に伴う事務が新たに生じるなど、日常の業務にも支障が出ている状況である。今後も同様の事案が発生するおそれがあるだけでなく、このような課題は、人員不足が顕著な多くの地方自治体に共通する問題であると考えられる。
また、同様の支障は廃棄物の処理及び清掃に関する法律以外でも発生する蓋然性が高いといえる。
<具体的な事案>
県の出先機関において、A法人の監査役が欠格事由に該当していることが判明したため、監査役は役員に該当すると判断し、聴聞等を行わずにA法人の取消処分を実施した。
しかし、同法人の登記簿には「監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定め」が記載されており、このような定めのある監査役は、「行政処分の指針(p.10)」によれば廃棄物処理法上の役員には通常該当しないとされている。
当該出先機関の職員はこの通知の存在を知らずに取消処分を行ったため、法律相談の結果、当該取消処分を取り消すに至った。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律をはじめとした各種法令に係る通知等について、体系的なデータベースを構築することにより、地方自治体職員の所管業務に対する理解が深まり、法令・通知等に基づく適切な事務執行に資するものと考えます。

根拠法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律をはじめ、各種法令に関する法令改正・通知（技術的指針を含む）、行政処分の指針について（通知）（環境規発第 2104141 号令和3年4月 14 日）

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

えりも町、新潟県、石川県、豊橋市、大阪府、姫路市、山口県、徳島県、熊本市

○提案団体と同様に、定期的に部署異動があることから、関連するすべての法令・通知を網羅的に把握することは現実的には困難であり、特に廃棄物の処理及び清掃に関する法律は改正頻度が高いうえ、過去から多くの通知が発出されており、これらの法令や通知（技術的指針を含む）に基づき適切に事務を執行することは容易ではないため、各種法令に係る通知等について、体系的なデータベースを構築することにより、業務効率が大幅に改善されると考える。

○事例の提案に至った背景と同様、関連するすべての法令・通知を網羅的に把握することは困難であり、対応に苦慮している。

○提案団体の意見のとおり、廃棄物処理法は改正頻度が高く、通知文書も膨大であるため、疑義が生じた際には、検索等に相当の時間と労力を要する。このため、これを容易に検索・閲覧できるシステムがあれば、有意義であると考えます。

○当市においても、提案市同様、廃掃法に係る幅広い改正通知文等の把握・理解に苦慮している。

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律をはじめとした各種法令については、社会情勢の変化に伴い、その都度、新法の制定や法改正がなされてきており、事案ごとの判断については、それらの関連する法律や各種通知等を参照し、総合的に判断する必要があるが、多大な労力を要しているところ。

○事例形式や Q&A 形式によりデータベースを構築できれば新たに問題となった事例にも対応しやすい。

各府省庁からの第 1 次回答

デジタル庁では、「e-Gov 法令検索」において、正確かつ最新の法令データの整備・提供を行っておりますが、これらのデータについては、ご指摘のような AI 等により活用されやすいデータベースとして提供するため、API を通じて、AI での利用も想定した形式（JSON（簡易版））での提供も行っているところです。さらに、現在、新たに「法規的告示データ」についても令和8年度中目途で提供開始することを目指しており、法令データに関する横断的な検索・照合が容易にできるデータベースの構築・拡充を進めています。

また、通知等についても、各府省庁において、事務・事業の性質等に応じながら、データベース等の整備・提供が行われているところです。

なお、ご指摘の廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の環境省所管の法令・告示・通達等については、下記環境省 HP においてデータベースとして公開しているほか、各政策に関するページにおいても政策に関連する法令・告示・通達等を公開しているところです。

<https://www.env.go.jp/hourei/>

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	208	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	01_土地利用(農地除く)		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

設備整備計画に係る各個別法による同意手続の運用統一等

提案団体

福井市、福井県

制度の所管・関係府省庁

農林水産省、国土交通省、環境省

求める措置の具体的内容

設備整備計画における許可等の手続については、各個別法の基準に照らして判断することとなっているが、農村漁村再生可能エネルギー法の趣旨である「各個別法のワンストップ化」による手続の迅速化を進めるため、同法に係る事業に際しては、各個別法に定める手続において、他の法令に係る許可等の手続が申請中であることをもって協議・審査を実施できるよう、関連する個別法の運用を統一化すること。
また、手続の迅速化の観点から、関連する他の法令の申請書類と重複する資料について、添付不要とし、併せて申請状況を添付書類として求めない運用とすること。

具体的な支障事例

設備整備計画においては、事務手続の短縮を目的として、農地転用等に係る手続をワンストップで市町村が受け付け、設備整備計画が基本計画に沿って作成されていることを確認した上で、市町村が各個別法に基づき同意を得る手続を行うこととなっている。
しかしながら、各個別法に基づき手続を実施するに当たり、他の個別法に係る協議について、申請時点で審査ができる法令と、同意を得てからでないと審査に着手できない法令があり、並行して審査を進めることが難しく、差戻し・審査停滞・事務負担の増大を招く状況が生じている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

認定審査の停滞要因となっていた「最終許可が揃うまで保留する」運用を一律に解消でき、他法令の審査が並行して進むため申請者・自治体双方の事務負担が軽減され、行政コストの削減と審査の迅速化につながる。

根拠法令等

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律、農地法、森林法、酪肉振興法、漁港漁場整備法、海岸法、自然公園法、温泉法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

—

—

各府省庁からの第1次回答

本制度の趣旨は窓口の一本化であって、個別法に係る同意事務の統一や簡略化を図るものではない。
同意の内容は、各個別法により異なるため、同意事務の統一は困難である。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	209	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	01_土地利用(農地除く)		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

提案事項(事項名)

再生可能エネルギー施設設置時の同意取得及び記載内容の統一

提案団体

福井市、秋田県、福井県

制度の所管・関係府省庁

農林水産省、経済産業省、環境省

求める措置の具体的内容

事業区域図(概略)、計画の基本方針、土地利用の想定行為(伐採・造成など)など「後の許認可に共通する最低限の情報」を添付することで、統一様式を用いた早期段階での地権者同意の取得を可能とする。
併せて、同意の対象範囲(原状回復・現状有姿など)や、事業内容の要点を明確かつ統一的に説明する標準化された記載項目を同意書に盛り込むことで、地権者への情報提供の質を担保する。

具体的な支障事例

再生可能エネルギー施設を設置するには、環境影響評価法の手続に加え、設備整備計画、保安林解除、林地開発許可など、各法令に基づく複数の手続が必要となる。しかし、同一地権者から各手続において個別の同意書等を取得する必要があるため、手続の受付タイミングが異なることから、必要書類が揃いにくい状況が生じている。その結果、関係機関との確認・依頼をその都度行う必要があるため、事業者・行政双方にとって非効率となっている。
さらに、同意書の様式が手続で異なり、「原状回復」なのか「現状有姿」なのかといった重要事項の説明が十分になされないまま同意が取得されるケースがある。そのため、事後の地権者とのトラブルにつながり、自治体への相談件数も増加しており、行政の通常業務にも支障が生じている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

同一地権者に対しては、複数回の同意取得が不要となるだけでなく、認識相違が防止できることで、後のトラブル発生リスクが低減する。また、準備書類が整理され、事業者の計画立案やスケジュール確定が容易となり、プロジェクト全体の見通しが向上する。
行政側としては統一様式により初期段階で必要情報が揃うため、関係機関が早期に必要な情報を入手でき、事業者による同意内容書の説明不足に起因する苦情・相談件数が減少し、自治体の窓口対応負担が軽減され、総合的な行政コストの削減につながる。

根拠法令等

森林法、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律、環境影響評価法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

—

各府省庁からの第1次回答

本制度の趣旨は窓口の一本化であって、個別法に係る同意事務の統一や簡略化を図るものではない。各個別法の同意事務で求める記載（必要とする情報）や同意の内容は、各個別法により異なるため、様式等の統一は困難である。
なお、環境影響評価法においては、同意手続を含めた地権者とのやりとりに関して規定していない。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	215	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	06_環境・衛生		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

提案事項(事項名)

下水道法施行令第12条第3項に基づく水質検査を含む調査方法の見直し

提案団体

松戸市

制度の所管・関係府省庁

国土交通省、環境省

求める措置の具体的内容

【現行制度について】

下水道法施行令における「放流水の水質の技術上の基準」は、合流式下水道の雨天時における放流水の水質の技術上の基準である下水の水質の検定方法等に関する省令が適用され、「総降雨量が10mm以上30mm以下で、かつ前後4時間に降雨が観測されない独立降雨であること」が求められている。

【求める措置】

当市では、「合流式下水道緊急改善事業」の実施完了後、毎年下水道法施行令第12条第3項に基づく水質検査を実施しているが、降雨量により水質検査が不成立になる場合が多い等の課題があるため、水質検査に係る調査方法の効率化、効果的な手法等の検討を行い現行制度の見直しを求める。また、改善事業実施完了後、毎年の放流水の水質基準値を超えることがない市町村においては、水質検査業務の特例的な軽減措置の検討も求める。

具体的な支障事例

平成25年度の「合流式下水道緊急改善事業」の完了以降、毎年水質検査を実施しているが、放流水の水質基準値を超えることはない。また、近年の気候変動の状況から、対象降雨が調査期間内に必ず発生するとは限らず、降雨量により水質検査が不成立になる場合が多いため、人員及び調査費用の増加による負担が大きい。加えて、合流式下水道緊急改善事業に伴い、小降雨時に吐口からの放流量・回数が減少したことから、放流水をサンプリング可能な降雨も減少している。それに伴い、費用の増加を見込み調査期間を延期して実施を続けるか、限りある予算の範囲内で打ち切り、欠測にするかの対応に苦慮している。生産年齢人口の減少に伴い、汚水処理人口も減少するなか、合流式下水道施設における生活排水の環境負荷量も減少する傾向にある。汚水処理人口の減少に伴い、使用料収入も減少しており、下水の水質の検定方法等に関する省令第3条の3で示された対象降雨に則した水質検査を含む調査を続けることは、財政を圧迫している。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

水質検査に係る調査方法の見直しにより、下水道使用料を原資とする水質検査を含む調査業務委託費の抑制を図り、減額分を他の施設維持管理費用に充てることで、下水道使用者に対するサービス向上に繋がる。

根拠法令等

下水道法施行令第6条第2項、第12条第3項及び第6項、下水の水質の検定方法等に関する省令第3条の3

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

山陽小野田市

○国土交通省の「合流式下水道緊急改善事業の総合的評価と今後のあり方検討委員会」において「放流水の水質検査（下水道法施行令第12条）の簡素化の検討」が提言されているため、検討会の動向を踏まえた対応が必要。

各府省庁からの第1次回答

「総降雨量が10mm以上30mm以下で、かつ前後4時間に降雨が観測されない独立降雨であること」については、「下水の水質の検定方法等に関する省令」ではなく、「合流式下水道の雨天時放流水質基準についての水質検査マニュアル（平成16年4月）」に記載されている事項である。
今回いただいたご提案と同様のご意見等を、複数の地方公共団体からいただいているところである。
このため、水質検査に係る調査方法の効率化、効果的な手法等について検討を進めており、「合流式下水道の雨天時放流水質基準についての水質検査マニュアル（平成16年4月）」の改定を検討している。
なお、放流先における水質保全を担保する観点からは、水質基準を超えたことがない実績があっても、継続的かつ定期的に放流水の水質検査を行う必要がある。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	262	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	06_環境・衛生		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

大気汚染状況の常時監視における記録紙のデジタル化

提案団体

埼玉県、秋田県、山形県、福島県、さいたま市、川越市、川口市、所沢市、草加市、越谷市

制度の所管・関係府省庁

環境省

求める措置の具体的内容

(1)大気汚染防止法第22条第1項の規定に基づく大気汚染の状況の常時監視において記録した記録紙について、最低3年程度の保存が規定されているが、紙ではなくデジタル記録データによる保存を認めること。
(2)デジタル記録データの保存を認める場合、記録紙の今後の取扱いやデジタル記録データの保存方法について、地方の意見を踏まえながら検討を行うこと。

具体的な支障事例

大気汚染防止法第22条第1項の規定に基づく大気汚染の状況の常時監視については、環境省が定める「大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準」において、「環境大気常時監視マニュアル(平成22年3月31日環水大大発第100331002号、環水大自発第100331003号)」に従い行う旨が規定されている。

また、同マニュアル「4.6記録の保存」において、「測定機の記録紙は、(中略)最低3年程度保存する。」と規定されているため、当県では自動測定機1台ごとにアナログ記録計を1台整備し、記録紙に測定結果を記録している。

一方、平成25年度に環境省が行った検討業務において、「測定機の記録紙又はデジタル記録データは、(中略)最低3年程度保存する。」と読み替えても良いと考えられる。」との意見が(公社)日本環境技術協会より提出されたが、同マニュアルの見直しには至らなかった。

【支障事例】

環境大気常時監視マニュアルに従い、測定機の記録は記録紙により行っているが、記録紙の運用費用は600万円/年、記録紙の保存量は約2700束/年となり文書保存箱28箱/年にのぼる。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

提案の実現により、デジタル化の推進及び行政の負担軽減につながる。

根拠法令等

大気汚染防止法第 22 条第 1 項

大気汚染防止法第 22 条の規定に基づく大気の汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準5.測定方法
環境大気常時監視マニュアル第6版(平成 22 年 3 月 31 日 環水大大発第 100331002 号、環水大自発第
100331003 号)4. 6記録の保存

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、宮城県、郡山市、いわき市、川崎市、新潟市、豊橋市、滋賀県、兵庫県、和歌山県、徳島県、高松市、
熊本市、大分県

○記録紙の保存が膨大になることから削減は必要

○環境大気常時監視マニュアルに従い、測定機の記録は記録紙により行っているが、記録紙が大量に蓄積し
保存場所の確保に苦慮している。

各府省庁からの第 1 次回答

御指摘のマニュアルを改定するためには、測定器のデジタル化に関する技術の進展等を確認した上で行う必要
がある。このため、本件については、専門家(地方自治体の担当者を含む)による確認を経た上で、令和8年度
中にマニュアルに関する検討会を開催し、専門家の意見を聞いた上で令和9年度に改定する予定である。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	324	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	03_医療・福祉		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

立入検査等の身分証明書の様式における生年月日の記載の削除

提案団体

指定都市市長会、浜松市、三重県

制度の所管・関係府省庁

こども家庭庁、厚生労働省、環境省

求める措置の具体的内容

工場施設、福祉施設等の立入検査等において職員が携帯することとなる身分証明書の様式について、生年月日の記載を削除すること。

具体的な支障事例

【背景】

事業者等への立入検査等を行う場合は、各法令にて身分証明書の携帯が求められており、生年月日などの身分証明書への記載内容は、身分証明書の様式を含め、各法令に規定されている場合が多い。
令和元年の地方分権改革に関する提案により、令和3年3月16日付けで、環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令等が公布され、環境省所管法令に基づく地方公共団体職員が用いる立入検査等に係る全ての身分証明書の統合様式が定められた。その後、環境省以外が所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分証明書についても、地方公共団体からの意見が反映され、統合様式の導入が進んだ。例えば、厚生労働省の所管する法律又は政令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令や、それに関連する国通知(令和3年10月22日付け「厚生労働省の所管する法律又は政令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令等の施行について」)において、身分証明書への記載内容として、職員の職名、氏名、顔写真等のほか、生年月日の記載が求められている。その結果、元の法令にて身分証明書の記載内容が示されていない場合でも、統合様式を使用する場合には生年月日の記載が必要となった。

【支障】

立入検査等は、法令違反の疑いがある事業者等に対して実施されることも多く、当該事業者との関係が緊張状態にある場合も少なくない。このような状況下で、職員の生年月日まで記載・提示することは、職員個人の特定可能性を高め、プライバシー侵害や不当な接触、嫌がらせ等のリスクを増大させるおそれがある。一方で、身分確認の目的は氏名や顔写真等の明示により十分達成可能であり、生年月日の記載まで求める実質的必要性は乏しい。職員の安全確保および個人情報保護の観点から、生年月日の記載は不要と考えられる。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

地方公共団体の職員の個人情報が保護される。

根拠法令等

環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令・環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令等の施行について（令和3年3月16日環境総発第2103161号・環政総発第2103161号）

厚生労働省の所管する法律又は政令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令・厚生労働省の所管する法律又は政令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令等の施行について（令和3年10月22日総発1022第1号・政総発1022第1号）

こども家庭庁の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する内閣府令・内閣府の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する内閣府令等の施行について（令和3年10月22日付け内閣府事務連絡）

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、新潟県、新発田市、豊橋市、大阪府、高槻市、兵庫県、和歌山県、山口県、鹿児島市

—

各府省庁からの第1次回答

【こども家庭庁】

立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式（以下「様式」という。）に「生年月日」を表記する目的は、主として立入検査業務等に従事する者が本人であることを確認するためである。ただ、様式に「生年月日」を表記しなくとも、「氏名」及び「顔写真」を表記することで立入検査等を実施するに当たって必要となる本人確認は可能であると考えられるため、様式から「生年月日」を削除しても支障がないか検討する余地はあると考えている。そのため、「こども家庭庁の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する内閣府令」（令和五年内閣府令第四十二号）に規定されている個別の法律に基づく立入検査等について、いずれの立入検査等においても様式から「生年月日」を削除することによる支障が生じないか検討する。

【厚生労働省】

厚生労働省の所管する法律又は政令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和三年厚生労働省令第百七十五号）の別添様式（本則関係）の第1面等の生年月日の記載欄については、制度によっては、立入検査時に本人確認のために生年月日欄の確認を求められる場合も想定されるが、地方団体の意見や運用実態を十分に把握しつつ、生年月日欄の削除について検討を進めていく予定。

【環境省】

環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書については、地方公共団体における事務負担の軽減を図るため、環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和三年環境省令第二号。以下「省令」という。）等を以って、立入検査等に係る複数の法令に基づく身分証を統合した新たな様式（以下「統合様式」という。）を定めたと。これにより、環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等に当たっては、環境省所管の各法律の施行規則等で定める既存の身分証明書の様式に加えて、統合様式を用いることができることとなっています。ご指摘の立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書における生年月日の記載については、当該統合様式では、統合対象の各法律の施行規則等で定められた様式で共通となる記載事項（職員の氏名、生年月日、写真等）として、引き続き記載を行うこととしていることから、現時点においては、統合様式から生年月日の記載を削除することは考えていません。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	365	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	12_その他		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

災害対策債についても補助災害復旧事業債と同様に決算済事業費であっても借入ができるようにすること

提案団体

酒田市

制度の所管・関係府省庁

総務省、財務省、環境省

求める措置の具体的内容

決算済事業費は、基本的に地方債の借入ができないが、施越事業であることを明らかにして起債の同意を受けた補助災害復旧事業費は、例外的に借り入れることができる。

災害対策債についても同様に、決算済事業費であっても借入ができるよう、例外の対象に含めてほしい。

具体的な支障事例

令和6年7月の大雨(激甚災害指定)において、災害廃棄物処理に関する災害査定を受けたところ、事業費見込が1億円を超えたため、環境本省と財務本省による本省間協議が必要となった。

本省間協議に数か月の時間を要したため、国庫補助の交付決定が、令和7年度になった。

その結果、基本的に決算済事業費には地方債を借り入れることができないため、地方負担分に対して起債措置(災害対策債)ができず、通常、元利償還金に対して措置される特別交付税が措置されないこととなった。

具体的には、令和6年度に実施した災害廃棄物処理事業、公費解体事業、宅地に流入した土砂撤去費用などについて、事業費見込 488,150 千円で令和6年 11 月 28 日付で環境省に報告、令和7年8月 25 日に補助対象事業費 364,035 千円(補助金の額 182,017 千円)で交付決定を受けた。

この補助裏に充当可能な災害対策債については事業の実施年度にしか起債協議ができないため、災害対策債 36,400 千円(補助対象事業費の 1/10 相当)の借り入れができず、一般財源での支出となった。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

地方自治体における財政負担の軽減

根拠法令等

災害対策基本法第 102 条、災害関係業務事務処理マニュアル(環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課、令和5年 12 月改訂)、令和6年度地方債についての質疑応答集(令和6年4月1日)、決算済事業費の財政融資資金地方資金融通上の取扱いについて(昭和 44 年5月 31 日付蔵理第 2310 号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、花巻市、ひたちなか市、越谷市、尾張旭市、鹿児島市

—

各府省庁からの第1次回答

【総務省】

一般に、決算済みの事業に起債を充当することはできませんが、主管省庁が事業実施(着工)年度の翌年度において国庫補助事業として採択することを認証したいいわゆる施越事業であり、資金を当該資金に係る起債同意等年度の歳入に編入できる期限まで借り入れることができないなど、実態に照らし融通対象とすることがやむを得ないと考えられる事業である場合には、「令和8年度地方債についての質疑応答集」(令和8年4月1日付け総務省自治財政局地方債課事務連絡)A1-2の5に該当し、補助災害復旧事業債以外の事業債であっても充当することができます。

なお、災害対策債の発行期間については、地方財政法第5条の特例であり、また、災害廃棄物処理等の災害対策は速やかに実施する必要があることから、災害対策基本法第102条第1項において「災害の発生した日の属する年度及びその翌年度以降の年度で政令で定める年度」に限ることとされています。この期間については、これまで、個別の災害の規模等に応じて同項に基づく政令を制定し発災の翌年度以降における起債を可能としてきたところです。

災害廃棄物処理の速やかな実施を図る観点からは、国庫補助の交付決定が早期に行われることが適当であり、当該交付決定手続の在り方について、その実態を踏まえつつ検討される必要があると考えております。

【財務省】

決算済事業費については、原則、貸付けを行わないものとしていますが、「財政融資資金地方資金運用事務処理細則」(平成27年3月31日財理第1586号)第14条第1項第3号に掲げる「施越事業であることを明らかにして起債の同意等を受けた補助災害復旧事業費」(同号イ)のほか、当該事業について同意等権者により起債の同意等がなされていることを前提として、「実態に照らし決算済事業費を貸付対象とすることがやむを得ないものとして理財局長が認めるもの」(同号ハ)に該当する場合には、貸付けを行うことができます。

※「決算済事業費の財政融資資金地方資金融通上の取扱いについて」(昭和44年5月31日付蔵理第2310号)は廃止され、「財政融資資金地方資金運用事務処理細則」(平成27年3月31日財理第1586号)第14条に統合されています。

【環境省】

環境省の災害廃棄物処理事業においては、発災後に被災市町村から提出される「災害等廃棄物処理事業報告」を受け、「災害等廃棄物処理事業費補助金」等の交付決定に向け手続きを進めているところである。この交付決定までの手続きにおいては、事業費が1億円以上となる場合は環境本省と財務本省との間で協議が必要となる。

また、上記「災害等廃棄物処理事業報告」の提出時及び協議中には事業内容について被災市町村へ照会を行う場合もあるところ速やかな交付決定を行うため、被災市町村においては照会の対応にご協力をお願いしたい。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	371	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	06_環境・衛生		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

提案事項(事項名)

ごみ溶融スラグを再生資源とする等取扱いの見直し

提案団体

酒田地区広域行政組合

制度の所管・関係府省庁

環境省

求める措置の具体的内容

一般廃棄物の焼却溶融処理で生成される砂状のごみ溶融スラグを、廃棄物扱いではなく、資源有効利用促進法上で利用を促進される再生砂と同様の扱いとしてほしい。

具体的な支障事例

ごみ溶融スラグ(以下「スラグ」という。)は砂と性状が同じで JIS 規格によりコンクリート二次製品やアスファルト合材に活用されるほか、溶出試験等で無害実証し埋戻しや盛土材に活用し循環型社会の推進に貢献するとともに天然砂の採掘軽減にも寄与しているが、その利活用が進まない。

工事の埋戻し材等に活用した後に、再掘削が生じた場合は管内工事に流用することを基本とするも、再利用計画や資材置き場を即座に設けることは困難な場面がほとんどであり現実的ではなく、余剰が発生した場合には産業廃棄物(「がれき類」「鋼さい」として適正処理が求められ、運搬処理費が通常土砂に比べ格段に高くなる。スラグを使用すると将来運搬処分に産廃としての高負担が伴うという認識が生じている。こうした将来リスクからスラグの活用が進まない現状がある。

現行制度ではスラグの活用は処分時には産業廃棄物の扱いとなることから資源循環の妨げになっているので、例えば再掘削時も改めて無害実証できれば廃棄物として扱うのではなく、資源有効利用の観点で再生砂と同様の位置付けとしていただきたい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

かつてはスラグの積極活用が国や県から通知されてはいたものの、民間事業者が発注機関にスラグ入り製品を勧めても、現在は認識が乏しく採用に至らない。
工事の埋戻し材として勧めても将来の再掘削時のリスクを嫌いスラグ活用が進まない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

公共事業等に活用されたにもかかわらず再掘削されたスラグについて、廃棄物の位置付けから資源有効利用促進資材として制度を変えることで、公費の抑制につながるるとともにより一層循環型社会の推進に寄与し、天然砂の消費抑制と環境保護につながる。

また、欧州連合(EU)の「End-of-Waste」基準(EOW: 廃棄物からの脱却)に見られるように、一定要件を満たせば廃棄物は製品としての地位に転換する考え方にならうなど、無害実証により産業廃棄物の位置付けから脱却することができれば、発注機関としての将来リスク(再掘削時の処分高負担問題)が無くなり、スラグの利活用が

促進され、循環型社会の推進に貢献する。

再掘削時余剰スラグが発生した場合、再利用計画や資材置き場を即座に設けることは困難な場面がほとんどあり現実的ではない。このため不本意ではあるものの「不要なものは捨てるをえない」ということにつながり、産廃として廃棄処分するために公費負担が膨らむことになる。こうした産廃処分扱いから、無害な物であれば再生砂として扱うよう制度が変わることでコストは 1/5 に抑制できる。

再掘削スラグを1万トンと仮定した場合2億円が捨てるためだけに使われる。

根拠法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項、第12条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

ひたちなか市、豊橋市

○当市の焼却施設で生成されるスラグについては、資源化処理及び収集運搬を外部委託しており、処分に多額の費用がかかっている。スラグが再生砂と同様の扱いとなれば、スラグの利用価値が上昇し、結果的に公費負担が減少することが期待されるとともに、スラグの利活用が促進され、循環型社会の推進に貢献することも期待される。

○提案に条件を付せば実現してよい。

ごみ熔融スラグが再掘削等により発生した場合、産業廃棄物として適正処理が求められる。この扱いがごみ熔融スラグの利用促進の妨げになっているとしても、廃棄物として扱わないとした場合、熔融スラグと同様の用途に用いる再生材（例：再生砕石等）への影響が懸念される。仮に廃棄物として扱わないのであれば、そのための基準や運用ルール、他の再生材由来の産業廃棄物が不適正処理に繋がる恐れのないよう制度の整備を求める。

各府省庁からの第1次回答

一般廃棄物の熔融固化物の再生利用については、平成19年9月28日付け通知「一般廃棄物の熔融固化物の再生利用の実施の促進について」を発出し、同通知の別添「一般廃棄物の熔融固化物の再生利用に関する指針」に基づく適正な再生利用の実施が図られるよう、自治体をお願いしてきたところであり、同指針では、熔融固化物を埋め戻し材等の用途で利用する場合における品質の目標基準を具体的に示している。

埋め戻し材として適正な品質管理がなされた上で、埋め戻し材として再生利用され、その後の工事による掘削等で発生した物の廃棄物該当性については、その発生時点においてその物の性状等から総合的に判断されることになるが、例えば掘削物の余剰が発生した場合において、当該余剰物が客観的に見て通常の土砂及びもっぱら土地造成の目的となる土砂に準ずるものと同等の性状を有し、埋め戻し材として求められる品質が適切に管理され、生活環境保全上の支障が生じるおそれがないと評価できる場合には、再度埋め戻し材として利用することに何ら問題はないため、その時点において利用用途がないことを以て必ずしも一律に産業廃棄物として取り扱う必要はなく、埋め戻し材として取り扱うことは、現行制度下においても可能である。

このことについて、令和9年度中に全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議等を通じて地方公共団体に周知する。